

議員提出議案第2号

琴浦町議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び琴浦町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年3月19日 提出

提出者	琴浦町議会議員	山本秀正
賛成者	同	押本昌幸
	同	井木裕
	同	桑本始
	同	前田智章
	同	手嶋正巳
	同	小椋正和
	同	桑本賢治
	同	澤田豊秋
	同	川本善孝
	同	田中肇
	同	谷田順子
	同	小椋憲浩
	同	金光敦

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

# 提案理由説明

琴浦町議会会議規則の一部改正について提案理由説明を行います。

## 1 概要

この度の改正は、「発言の要求」の規定を現状に合わせた改正と「請願書の記載事項等」について、及び「電子情報処理組織による通知等」並びに「電磁的記録による作成等」の規定を追加するための所要の改正を行なうもの。

## 2 改正内容

第 51 条中、「発言使用とする者は、起立して「議長」と呼び」を「発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び」とし、同第 2 項の「起立」を「挙手」に改める。

第 89 条中、「署名又は記名押印」を「氏名を記載」に改める。

第 128 条「電子情報処理組織による通知等」については、議会又は議長若しくは委員長(以下「議会等」という。)に対して行われる通知のうち、この規則の規定により書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(以下「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と当該通知を行なう者の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる等を規定とした。

第 129 条で「電磁的記録による作成等」を追加し、「議会等が文書等を作成し、又は保存することが規定されているものについては、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる規定とした。

## 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和7年琴浦町議会規則第 号

琴浦町議会会議規則の一部を改正する規則

琴浦町議会会議規則(平成16年琴浦町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第19章 補則(第128条— <u>第130条</u> )  (発言の要求) 第51条 会議において発言しようとする者は、 <u>挙手</u> して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。 2 2人以上 <u>挙手</u> して発言を求めたときは、議長は、 <u>先挙手者</u> と認める者から指名して発言させる。 略 (請願書の記載事項等) 第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人、団体等の場合にはその所在地) <u>及び</u> <u>氏名</u> (法人、団体等の場合にはその名称 <u>及び</u> <u>代表者の氏名</u> ) <u>を記載</u> しなければならない。 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に <u>氏名を記載</u> しなければならない。 3 略	目次 第19章 補則(第128条)  (発言の要求) 第51条 会議において発言しようとする者は、 <u>起立</u> して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。 2 2人以上 <u>起立</u> して発言を求めたときは、議長は、 <u>先起立者</u> と認める者から指名して発言させる。 略 (請願書の記載事項等) 第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人、団体等の場合にはその所在地) <u>を記載し、</u> <u>請願者</u> (法人、団体等の場合にはその名称 <u>を記載し、</u> <u>代表者</u> ) <u>が署名又は記名押印</u> しなければならない。 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に <u>署名又は記名押印</u> しなければならない。 3 略

(電子情報処理組織による通知等)

第128条 議会又は議長若しくは委員長(以下「議会等」という。)に対して行われる通知のうち、この規則の規定により書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(以下「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と当該通知を行なう者の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうち、この規則の規定により文書等により行うこととしているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機と通知を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第4項において同じ。)を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者があらかじめ文書等により通知を受けることを希望する旨を申し出た場合はその限りでない。

3 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、

当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条、第90条第2項、第91条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、入出力装置を除く電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を紙面若しくは映像面に表示する方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に、当該者に到達したものとみなす。

5 第1項又は第2項の場合において、当該通知に関するこの規則の規定により署名、記名その他氏名又は名称を文書等に記載すること(以下「署名等」という。)をすることとしているものについては、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、若しくは議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合又は議会等に対して行われ、若しくは議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、若し

くは交付する必要があるものがあると議長が認める場合には、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第129条 この規則の規定(第29条第1項に(第85条において準用される場合を含む。)を除く。)において準用される場合を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(以下「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

3 第1項の場合において、当該作成等に関するこの規則の規定により署名等をするものとしているものについては、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(会議規則の疑義)

第130条 略

(会議規則の疑義)

第128条 略

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。